

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No.12
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

6歳未満の乳幼児を外来診療した場合の加算について

6歳未満の乳幼児に対する外来診療等において、特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行った場合には、乳幼児感染予防策加算（55点）を12月15日より算定できることになりましたのでお知らせ致します。

【算定要件】

6歳未満の乳幼児に対する外来診療等において、「特に必要な感染予防策」を講じた上で診療を行い、初診料又は再診料を算定する場合に、乳幼児感染予防策加算（55点）を算定できる（注）。

なお、その診療等に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得る。

注1：新型コロナウイルス感染症の疑いの有無に係らず、算定要件を満たせば算定可。

注2：電話や情報通信機器を用いた診療に対しては算定不可。

【特に必要な感染予防策】

「小児の外来診療における新型コロナウイルス感染症2019（COVID-19）診療指針・第1版（小児COVID-19 合同学会ワーキンググループ）」を参考に、小児の外来における院内感染防止等に留意した対応を行う。

<院内感染防止等に留意した対応の例>

- ・COVID-19に特徴的な症状はなく、小児では出現しても訴えとして現れることが期待できないことから、1人の患者ごとに手指消毒を実施する。
- ・流行状況を踏まえ、家庭内・保育所内等に感染徴候のある人がいたか、いなかったのかを確実に把握する。
- ・環境消毒については、手指の高頻度接触面と言われるドアノブ・手すり・椅子・スイッチ・タッチパネル・マウス・キーボードなどは定期的に70～95%アルコールか0.05%次亜塩素酸ナトリウムを用いて清拭消毒し、特に小児が触れる可能性が高い場所は重点的に行う。

【算定期間】

令和2年12月15日から令和3年2月29日まで

（令和3年3月以降の取扱いは、令和3年度予算編成過程において検討することとされている）

【電子レセプトの請求コード】

・A999-00

「乳幼児感染予防策加算（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い）」

55点

《請求コード番号》 301077770

（出典）

- ・厚労省ホームページ「自治体・医療機関向けの情報一覧（新型コロナウイルス感染症）」
令和2年12月15日厚労省事務連絡
「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その31）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html
- ・厚労省保険局運用ホームページ「診療報酬情報提供サービス」（令和2年12月16日現在）
<http://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/>